

精神障がい者（児）の方への

精神保健福祉ハンドブック



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

※ 海老名市では、こころのバリアフリーの一環として「障害」を「障がい」にひらがな表記としております。

「ともに認め合うまち・海老名宣言」制定の経緯

海老名市では、平成15年度から障がいについて正しく理解し、誰もが安心してその人らしく暮らせるまちづくりをめざした普及啓発活動として「海老名市こころのバリアフリー事業」を実行委員会を組織して取り組んでいます。

その中、平成28年7月26日に障がい者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」にて、障がい者に対する偏見や差別的思考に基づく凄惨な殺傷事件が起きました。

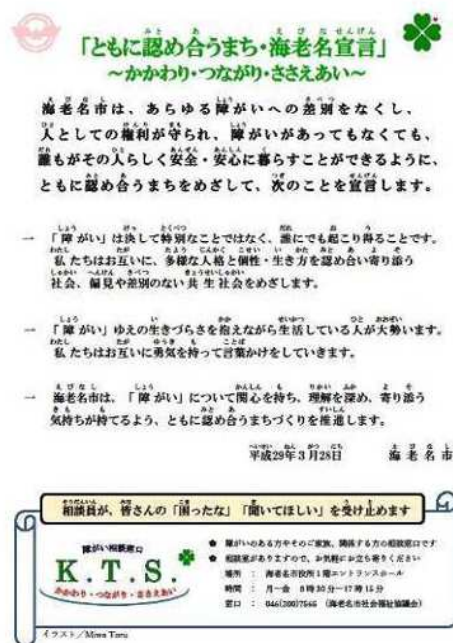
人としての尊厳が軽んじられ、尊い命が奪われたことに対する深い悲しみと共に、障がいへの差別をなくすための活動の強化を再認識し、平成29年3月に、「ともに認め合うまち・海老名宣言」を策定いたしました。

この宣言は、障がいのあらゆる差別をなくし、人々が互いに認め合い、支えあうことの大切さを市民と共有することを目的としています。

○「ともに認め合うまち・海老名宣言」（毛筆版）は、市役所1階南側入り口の壁に掲示しています。

○リーフレットは障がい福祉課窓口、相談窓口「K. T. S.」等で配布しています。

○「海老名市こころのバリアフリー事業」は、講演会活動、キャンペーン活動など、年間を通して実施しています。





「ともに認め合うまち・海老名宣言」

～かかわり・つながり・ささえあい～

海老名市は、あらゆる障がいへの差別をなくし、人としての権利が守られ、障がいがあってもなくても、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるように、ともに認め合うまちをめざして、次のことを宣言します。

- 一 「障がい」は決して特別なことではなく、誰にでも起こり得ることです。私たちはお互いに、多様な人格と個性・生き方を認め合い寄り添う社会、偏見や差別のない共生社会をめざします。
- 一 「障がい」ゆえの生きづらさを抱えながら生活している人が大勢います。私たちはお互いに勇気を持って言葉かけをしていきます。
- 一 海老名市は、「障がい」について関心を持ち、理解を深め、寄り添う気持ちが持てるよう、ともに認め合うまちづくりを推進します。

平成 29 年 3 月 28 日

海 老 名 市



メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

申請・届出・証明発行の事前入力のご案内（スマート窓口）

スマートフォン、パソコン、タブレット等でスマート窓口にアクセスし、氏名、住所などの情報を事前に入力すると、窓口での受付時にその情報が反映されるので手書きの手間が省略できます。

※スマート窓口で事前入力しただけでは手続きは完了いたしません。必ず発行される QR コードをお持ちの上窓口にご来庁ください。



（スマート窓口）

※本ハンドブックでは、スマート窓口に対応している手続きに《スマート窓口》と記載しております。

目 次

1 相談窓口

① 海老名市役所障がい福祉課	1
② 海老名市障がい者サポートセンター	1
③ 厚木保健福祉事務所保健予防課	1
④ 地域活動支援センター「結夢」	2
⑤ 相談支援事業所「びーな'S」「結夢 ^{ゆうむ} ＋」「結夢 ^{ゆうむ} 」	2
⑥ 相談窓口「K. T. S.」	3
⑦ 神奈川県社会福祉協議会	3
⑧ 海老名あんしんセンター	3
⑨ えびな成年後見・総合相談センター	4
⑩ 神奈川県精神保健福祉センター	4
⑪ いのちの電話	5
⑫ 海老名市役所健康推進課	5
⑬ びなウェル (Ebina Wellness)	5
⑭ えびな24時間健康相談ダイヤル	5
⑮ 神奈川県認知症疾患医療センター	6
⑯ 教育支援センター (えびりーぶ)	6
⑰ 海老名消費生活センター	6

2 精神障害者保健福祉手帳

8

3 医療

① 自立支援医療受給者証 (精神通院)	9～10
② 障がい者医療費助成制度	11
③ デイケア	12
④ 訪問看護ステーション	12

4 精神障がい者（児）のサービス

① 障害者総合支援法に基づくサービスについて	1 3
② 「介護給付」、「訓練等給付」について	1 4
③ 障害支援区分について	1 5
④ 支給決定までの流れ	1 6
⑤ 障がい者の利用者負担	1 7
⑥ 海老名市地域生活支援事業について	1 8 ～ 1 9

5 就労したいとき利用できる機関と制度

6 経済的援助制度

① 神奈川県在宅重度障害者等手当	2 1
② 海老名市障がい者福祉手当	2 2
③ 障害基礎年金	2 2
④ 障害厚生年金・障害手当金（一時金）	2 3
⑤ 特別障害給付金制度	2 3
⑥ 特別障害者手当	2 3
⑦ 心身障害者扶養共済制度	2 4
⑧ 生活保護	2 4
⑨ 入院医療援護金制度	2 4
⑩ グループホーム等家賃の助成	2 5

7 交通

① 電車運賃の割引	2 6
② バス運賃の割引	2 7
③ 福祉タクシー券の交付	2 7
④ タクシー運賃の割引	2 7
⑤ 施設通所交通費の助成	2 8
⑥ 駐車禁止除外標章の交付	2 8
⑦ 国内線航空旅客運賃・フェリー等運賃の割引	2 8
⑧ 福祉有償運送サービス	2 9
⑨ You Bus（コミュニティバス等）の運賃の割引	2 9
⑩ えび〜くる（デマンド型乗合交通）	2 9

8 税・使用料の免除

① 自動車税の減免	3 1 ～ 3 2
② 軽自動車税の減免	3 2
③ 家庭系ごみ指定収集袋の減免	3 3
④ 市営有料自転車等駐車場使用料の割引	3 3
⑤ 市営駐車場の割引	3 3
⑥ 公共施設附帯駐車場の減免	3 3
⑦ NTT 番号案内料金の免除	3 4
⑧ 携帯電話基本使用料金等の割引	3 4
⑨ NHK 放送受信料の減免	3 4
⑩ 水道料金の減免	3 5

9 関係団体 3 6 ～ 3 8

10 その他

① 福祉避難所	3 9
② 要援護者ベスト	3 9
③ ヘルプマーク	4 0
④ 避難行動要支援者名簿	4 0

11 精神障害者保健福祉手帳による割引施設 4 1 ～ 4 4

12 精神障害者保健福祉手帳で受けられるその他優遇制度 4 7

13 制度早見表 4 8

メモ



海老名市イメージキャラクター えび～にゃ

[illegible]

海老名市役所 障がい福祉課

海老名市障がい者サポートセンター

厚木保健福祉事務所保健予防課

④ **地域活動支援センター「結夢」**

- ・精神障がい、知的障がい、身体障がい、発達障がいのある方に一人ひとりの目標に合わせて利用できる居場所を提供します（18～64歳の市内在住の方が対象）。
- ・フリースペースの提供や活動プログラムなどさまざまな企画を行っています。まずはお電話でご連絡ください。ご利用は登録制で1年毎に更新します。利用料は無料です。活動プログラムの内容によっては、実費が必要になります。

※ フリースペース 月～金曜日 10：00～18：00（月に1回土曜日）

活動プログラム 週2～3回程度（土曜日月1回）詳しくは 結夢 までお問い合わせください。

〒 243-0422 海老名市中新田 383-1 わかば会館 2F

☎ 046-235-2704 FAX 046-235-2515

⑤ **相談支援事業所「びーな'S」**

相談支援事業所「結夢+」

相談支援事業所「結夢」

- ・精神障がい、知的障がい、発達障がいのある方及びそのご家族を対象に相談支援を行います。
- ・相談には相談支援専門員が応じます。海老名市にお住まいの方であれば、どなたでも利用できます。まずはお電話をください。その後来所していただき、登録面接のあとに、利用開始（サービス提供）となります。利用料は無料です。

○ 相談支援事業所「びーな'S」

〒 243-0436 海老名市扇町 3-6 MACセントラルビル 4階-B

☎ 046-292-1122 / 090-7716-8680

FAX 046-292-1123

※ 開所時間 9：00～17：00

※ 開所日 月～土曜日

○ 相談支援事業所「結夢+」

〒 243-0431 海老名市上今泉 6-11-20（海老名市障害者支援センターあきば内）

☎ 046-240-9751 FAX 046-240-0768

※ 開所時間 8：30～17：30

※ 開所日 月～金曜日

○ 相談支援事業所「結夢」

〒 243-0422 海老名市中新田 383-1 わかば会館 2F

☎ 046-235-2704 FAX 046-235-2515

※ 開所時間 10：00～18：00

※ 開所日 月～金曜日

⑥ 相談窓口「K. T. S.」

※ 市役所 1 階に傾聴相談窓口を開設しています。

- ・障がいのある方やご家族の相談窓口です。
- ・相談員が、みなさんの「困ったな」「聞いてほしい」を受け止めます。
- ・相談室がありますので、お気軽にお立ち寄りください。
- ・開所日 月～金曜日（祝・休日・年末年始は除く）
- ・開設時間 9：00～16：00

※毎月第3水（精神）・第3木（精神）・第3金（肢体不自由）の13：00～16：00は当事者によるピアカウンセリング相談あり

〒 243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所内

☎ 046-200-7565

⑦ 神奈川県社会福祉協議会

市町村の地域相談機関等が受けた障がい者や高齢者の権利擁護に関する困難事例のケース会議等に弁護士等の専門職を派遣します。また、成年後見に関する相談に応じます。（相談内容によっては、弁護士等の専門職が相談に応じます。）

〔対 象〕 （権利擁護相談） 市町村の相談機関等
（成年後見相談） 市町村の相談機関等、障がいのある方・家族等

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

〒221-0844 横浜市神奈川区反町3丁目17-2

☎ 045-311-8873

⑧ 海老名あんしんセンター

判断能力が不十分なため、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理をすることが本人のみでは困難な障がい者等に対して、金銭管理などのサービスを行います。

○書類預かりサービス：実印、定期預金通帳、有価証券等の保管を行います。銀行の貸金庫を利用します。（利用料：年額 6,000 円）

○日常的な金銭管理サービス：公共料金、福祉サービス利用料などの支払い、生活費の出し入れや、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続き同行代行等）を行います。（利用料：収入に応じて、無料～10,000 円）

〔対 象〕 障がい児者（身体障がい・知的障がい・精神障がい）

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

海老名市社会福祉協議会

☎ 046-235-0220 FAX 046-235-0191

ホームページ <https://www.ebina-shakyo.or.jp/>

⑨ **えびな成年後見・総合相談センター**

成年後見に関する相談・権利擁護に関する相談に応じます。親族として申立をする方、後見人を務めている方の支援も行っています。職員のほか、専門職にも相談できます。

〔問 い 合 わ せ 窓 口〕

〒243-0492 海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所内

☎ 046-200-9833 FAX 046-235-0191

⑩ **神奈川県精神保健福祉センター**

精神保健及び精神障がい者福祉に関する総合的技術センターです。精神保健福祉に携わる人材の研修や調査研究のほかに心の健康やこころの病に関する全般的な電話相談を行っています。

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2

☎ 045-821-8822 (代表)

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/>

◆ **こころの電話相談** こころの健康のことでお悩みの方や、その家族及び関係機関等

①毎日（土日、祝日、年末年始を含む） 17:30～翌朝5:00（受付は4:45まで）

フリーダイヤル ☎ 0120-939-289

②月～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く） 9:00～21:00（受付は20:45まで）

フリーダイヤル ☎ 0120-821-606

◆ **依存症電話相談** アルコールや薬物などの依存症の方や、その家族及び関係機関等

月曜日（祝日、年末年始を除く） 13:30～16:30 ☎ 045-821-6973

◆ **ピア電話相談** 統合失調症の方 ＊当事者の方がお話を伺います。

金曜日（祝日、年末年始を除く） 13:30～16:30 ☎ 045-821-6801

◆ **自死遺族電話相談** 自死で身近な方を亡くされた家族・友人・同僚など

電話相談 … 水曜日・木曜日（祝日を除く） 13:30～16:30 ☎ 045-821-6937

面接相談 … 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～17:00 ☎ 045-821-8822 (代表) 相談課

◆ **精神科救急医療窓口** 精神疾患の急激な発症や病状の悪化により早急に治療を要する方に対し、必要に応じ当番病院を紹介する窓口です。窓口では本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただき、状況によっては紹介に至らない場合があります。

平日 … 17:00～翌8:30(ただし、翌日が平日の場合の受付は8:00まで)

休日（土日・祝日・年末年始） … 8:30～翌8:30 ☎ 045-261-7070

⑪ いのちの電話

ひとりで悩まないで、こころの苦しみを、お話しください。

自殺予防いのちの電話 フリーダイヤル ☎ 0120-783-556

○毎日16:00～21:00まで

○毎月10日の8:00～翌日8:00まで

※IP電話（アプリケーション間の無料通話を除く）からは03-6634-7830（通話料有料）におかけ下さい。

※ 神奈川県 川崎いのちの電話 ☎ 044-733-4343 24時間

横浜いのちの電話 ☎ 045-335-4343 24時間
FAX 045-332-5673

◎ 毎日24時間体制で相談を受け付けています。名前を言う必要はありません。



※ 東京都 東京いのちの電話 ☎ 03-3264-4343 24時間
インターネット相談 <http://www.inochinodenwa-net.jp>

⑫ 海老名市役所 健康推進課

・保健師及び栄養士等による健康に関する相談を行っています。

〒 243-0492 海老名市勝瀬175の1
☎ 046-235-7880（直通） ☎ 046-231-2111（代表）

※こどもの健康に関する相談は、「こども育成課（えびなこどもセンター内）」で行っています。

〒 243-0422 海老名市中新田377
☎ 046-235-7885

⑬ びなウェル（Ebina Wellness）

- ・看護師等による健康に関する相談を随時行っております。
- ・臨床心理士及び公認心理師による「こころの相談」を月3～4回程度行っております。
- ・その他にも各種専門職による予約相談を行っています。保健師及び栄養士等による健康に関する相談を行っています。

〒 243-0438 海老名市めぐみ町3-1 V i N A G A R D E N S P E R C H 6 F
☎ 046-204-4560（直通）

⑭ えびな24時間健康相談ダイヤル

医師などの専門スタッフが、体や心の相談について24時間365日体制で応じます。御利用は海老名市在住者に限ります。

☎ 0800-300-7925（フリーダイヤル）

⑮ **神奈川県認知症疾患医療センター**

神奈川県では、次の認知症相談窓口を開いています。県指定の若年性認知症支援コーディネーターが配置されており、若年性認知症の人やその家族等の相談・支援や関係者のネットワークの調整を行っています。

日常生活のちょっとした変化に気づいたら、早めにご相談ください。

- ・えびな脳神経クリニック（連携型） ☎ 046-236-2188（クリニック代表）
046-204-8817（認知症専門ダイヤル）

相談受付時間：月～金曜日の9時から18時（祝日、年末年始を除く）

連携対象地域：海老名市

- ・湘南東部総合病院（地域拠点型） ☎ 0467-83-9111（代表）
☎ 0467-83-9091（医療社会サービス部）

相談受付時間：月～土曜日の9時から17時（祝日、年末年始を除く）

連携対象地域：湘南東部・県央

⑯ **教育支援センター（えびりーぶ）**

入学を迎える児童又は就学中の児童、生徒で心身に障がいを持つ子どもの問題で悩んでいらっしゃる方を対象に教育相談を行っています。

〒243-0422 海老名市中新田392-1

☎ 046-234-8764 FAX 046-234-8763

⑰ **海老名消費生活センター**

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、多重債務（借金）などの相談をお受けしています。相談は平日午前9時30分から午後4時までです。

〒243-0492 海老名市勝瀬175-1（市役所2階市民相談課内）

☎ 046-292-1000 FAX 046-231-2214

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

[illegible]

自立支援医療受給者証（精神通院）

《スマート窓口対応》

〔对 象〕

- ・精神科の病気で通院治療を受けている方

- ・原則として1割負担です。

ただし、世帯で医療保険に加入する方全員の所得水準に応じてひと月の上限額が設定されます。

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

〔必要なもの〕

- ① 申 請 書 : 障がい福祉課にあります。

- ② 医師の診断書（※）：自立支援医療用（精神通院医療用）（神奈川県指定書式）

〔注意〕医師の診断書は発行日より、原則3ヵ月以内のもの。

(※) 精神障害者保健福祉手帳を診断書と一緒に申請する場合は、自立支援医療受給者証の診断書ではなく「精神障害者保健福祉手帳用診断書」が必要です。

- ③ 医療保険情報が確認できるもの（生活保護を受けている方は、生活保護の受給証）

(例) 資格確認書、資格確認情報のお知らせ、

マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面またはデータを印字したもの

- ④ マイナンバーがわかるもの
- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 国民健康保険の場合 | … | 加入者全員分 |
| 健康保険等の場合 | … | 被保険者本人・加入者全員分 |

※マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・マイナンバーの記載された住民票のうち、
いずれか一つ

- ⑤ 課税証明書又は非課税証明書 { 国民健康保険の場合 … 加入者全員分
健康保険等の場合 … 被保険者本人・加入者全員分

- ⑥ 世帯・所得調査における同意書（用紙は障がい福祉課にあります。）
※市内に住所を有する方で課税状況などを確認できる方は「同意書」の記入で⑥に代えられます。

- 方 ⑦ 年金の金額がわかる書類：振込通知ハガキ、振込み額がわかる通帳のコピー、年金証書など
(年金を受給されている方のみ)

- ⑧ 理由書：治療の一環として訪問看護・デイケアなどを追加する場合に必要です。用紙は障がい福祉課にあります。

- ⑨ 診察券・薬局の袋など、名称（薬局は支店名まで）と所在地がわかるもの

- ・有効期間は1年です。

■ 更 新 申 請 ※市から更新のお知らせは行っていない。

- ・ 自立支援医療を続けて受けようとする場合は、1年ごとに更新手続きが必要です。
- ・ 更新の申請は、有効期間終了日の3ヵ月前から出来ます。(例：6月末期限なら4月1日から手続き可)

[必 要 な も の]

新規申請の①～⑦と、現在利用している自立支援医療受給者証。

※②医師の診断書について

- ・ 2年に1度の提出となります。
- ・ 医師の診断書は、自立支援医療受給者証の申請日から3ヵ月以内に発行されたものをご提出ください。
- ・ 有効期限から1ヵ月以上経過している場合は、受給者証に「診断書の提出が不要」と記載されていても、診断書の提出が必要となります。

■ 変 更 申 請

下記のような場合は、自立支援医療受給者証の変更手続きが必要です。

- ・ 医療機関、薬局の変更※名称または住所のみの変更でも必要です。
- ・ デイケアや訪問看護などの追加（変更）
- ・ 保険証種類変更・住所変更・氏名変更
- ・ 保護者を変更した場合（18歳未満の方）

[必 要 な も の]

- ① 申請書：障がい福祉課にあります。
- ② 理由書：治療の一環として訪問看護・デイケアなどを追加する場合に必要です。
- ③ 現在利用している自立支援医療受給者証
- ④ 医療保険情報が確認できるもの（生活保護を受けている方は、生活保護の受給証）
(例) 資格確認書、資格確認情報のお知らせ、
マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面またはデータを印字したもの
- ⑤ マイナンバーがわかるもの
 { 国民健康保険の場合 … 加入者全員分
 健康保険等の場合 … 被保険者本人・申請者分
 ※マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・マイナンバーの記載された住民票のうち、
 いずれか一つ
- ⑥ 住所・氏名を変更された場合は、それを証明する書類。
- ⑦ 診察券・薬局の袋など、名称（薬局は支店名まで）と所在地がわかるもの（医療機関・薬局を変更した場合のみ必要）

② 障がい者医療費助成制度

以下の対象の方に対して、保険対象医療費（外来及び入院）の自己負担分を全額助成します。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちで、かつ各種医療保険に加入されている方。
（生活保護受給者除く）

※平成25年 4 月 1 日以降に65歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外。

（ただし、平成25年 3 月31日までに障がい者に認定されている方は対象になります。）

〔助 成 対 象 医 療 費〕

- ・保険対象医療費の自己負担分を全額助成（外来費・入院費・調剤費等）します。

※ただし、精神科の通院医療費は 9 ページの自立支援医療（精神通院）が優先しますので、必ずその申請をしてください。

また、入院時の食事療養費、生活療養費は自己負担となります。

※医療費助成は保険診療分に限られますので、差額室料、薬容器代、診断書料（文書料）、保険外の薬代、予防接種などの保険外請求分は助成できません。

〔申 請 窓 口〕

国保医療課 福祉医療・手当係 ☎ 046-235-4823

〔必 要 な も の〕

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 医療保険情報の確認できるもの

〔助 成 の 申 請 時 に 必 要 な も の〕

- ① 領収書（受診から 1 年以内、なるべく 1 ヶ月分をまとめる）
- ② 障がい者医療受給証
- ③ 振込先の分かるもの
- ④ 自立支援医療受給者証（お持ちの方のみ）
- ⑤ その他各種医療受給者証、限度額適用認定証（お持ちの方のみ）
- ⑥ 医療保険情報の確認できるもの
- ⑦ 支給決定通知書等（健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された場合のみ）

〔備 考〕 後期高齢者医療費制度

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちで、65歳以上75歳未満の方は、医療費の自己負担分が 1 割（一定以上の所得がある人は 2 割または 3 割）になる後期高齢者医療制度に移行することができます。
- ・手帳の等級が変更となり、上記の対象から外れた場合には、届出が必要です。
- ・国保医療課後期高齢者医療係（☎046-235-4595）にお問い合わせください。

③ **デイケア（精神科医療機関のデイケア）**

精神科の病院やクリニックが治療の一環として行っています。スポーツやレクリエーション・作業療法などの各種プログラムが用意されています。定期的に通い、グループ活動を体験することで、生活のリズムが生まれます。友人を作り人間関係の持ち方を身につけ社会復帰に向けて力をつけましょう。健康保険・自立支援医療（精神通院）が適用されます。

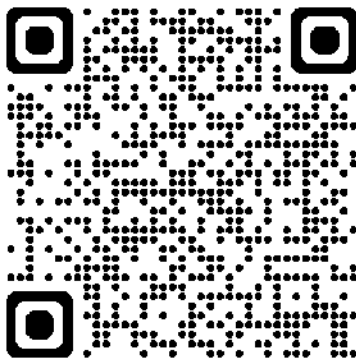
④ **訪問看護ステーション**

退院を間近に控えた方や退院した方、また外来通院中の方が家庭や地域社会で暮らしやすく生活していけるように、訪問看護ステーションの訪問サービスを利用できます。

利用したいときは、まず医療機関の主治医へ必要性についてご相談ください。自立支援医療（精神通院）が適用されます。

**※事業所の最新情報、他市の事業所に関しましては
「介護情報サービスかながわ」をご覧ください。**

介護情報サービスかながわ



<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-office/service.html>

4 精神障がい者（児）のサービス

① 障がい福祉サービス等について

障がい福祉サービスは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づくサービスです。

【利用上の注意点】

- ・必ず、主治医に利用が可能か確認を行ってください。
- ・訓練等給付のサービスを利用する場合、申請する前に見学、体験を行ってください。

自立支援給付（国の制度に基づく事業）

介護給付

- ① 居宅介護
- ② 行動援護
- ③ 短期入所
- ④ 療養介護
- ⑤ 生活介護
- ⑥ 施設入所支援

訓練等給付

- ① 共同生活援助
- ② 自立訓練
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労選択支援
- ⑤ 就労継続支援
- ⑥ 就労定着支援
- ⑦ 自立生活援助

自立支援医療

① 計画相談支援給付

地域生活支援事業（市が実施する事業）

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 相談支援 | ⑤ 福祉ホーム運営費補助 |
| ② 移動支援 | ⑥ 居住サポート |
| ③ 地域活動支援センター | ⑦ 成年後見制度利用支援事業 |
| ④ 日中一時支援 | |

② 「介護給付」、「訓練等給付」について

(1) 介護給付は、下記の9種類のサービスです。

サービス名	内 容
①居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助サービス
②行動援護	行動上著しい困難のある方に対して、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援。
③短期入所	介護者の病気などの場合に施設への短期の入所による入浴、排せつ又は食事などの介護サービス
④療養介護	主に日中に病院などで医療を受けながら、機能訓練などの介護サービス
⑤生活介護	主に日中に障がい者支援施設などで行われる入浴や排せつ、食事の介護や創作活動や生産活動などのサービス

(2) 訓練等給付は、自立訓練や就労訓練に関する6種類のサービスです。

サービス名	内 容
①共同生活援助	共同生活の住居に居住し、相談その他日常生活上の援助を受けるサービス
②自立訓練	病院・入所施設等から退院・退所した方が地域生活へ移行するための訓練を受けるサービス ①生活訓練：食事、入浴等の日常生活のための訓練など ②機能訓練：リハビリテーション、家事の訓練など
③就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を受けるサービス（利用期間は2年間）
④就労選択支援	就労または就労に関するサービスの利用を希望する障がい者に対し、適切な選択のための支援を受けるサービス（利用期間は原則1か月）
⑤就労継続支援	通常の事業所に雇用される事が困難な方に対して、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を受けるサービス ① 就労継続A型：雇用あり ② 就労継続B型：雇用なし
⑥就労定着支援	生活介護、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労した方が、就労を継続するための支援を受けるサービス
⑦自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、一人暮らしへ移行するための支援を受けるサービス

(3) 計画相談支援・障がい児相談支援は、(1)、(2)のサービス利用のための計画を作成するサービスです。

サービス名	内 容
①計画相談支援	(1)、(2)のサービス利用計画を作成します

③ 障害支援区分について

「障害支援区分」は、障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示す区分として設けられました。その判定につきましては、医師、臨床心理士、社会福祉士、施設関係者、当事者で構成される「海老名市障害支援区分認定等審査会」で判定されます。

(1) 認定調査

全国統一の80項目の「認定調査」と本人や家族等の状況を確認する「概況調査」を行います。なお、認定調査だけでは、判断がつかない場合等は、「特記事項」へ記入します。

(2) 一次判定

認定調査結果をもとにコンピュータによる一次判定を行います。

(3) 二次判定

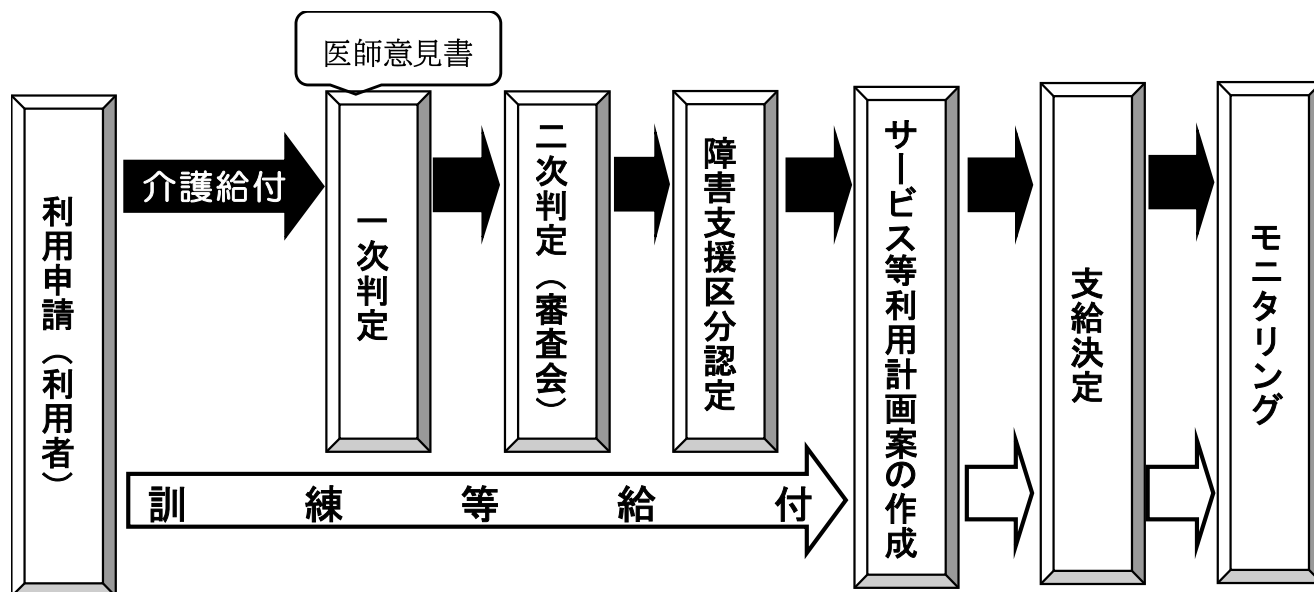
一次判定結果、医師意見書と特記事項の内容をもとに審査会で二次判定し、障害支援区分を決定します。区分につきましては、区分6が最重度となります。

(4) 障害支援区分と利用可能サービス

介護給付サービスを利用する場合は、障害支援区分を決めなければ利用できません。利用可能サービスの障害支援区分は、次のとおりです。なお、訓練等給付サービス及び児童は、障害支援区分を決める必要はありません。しかし、訓練等給付サービスは認定調査を行い、一次判定をする必要があります。また、児童の場合は、別の調査により支給決定を行います。

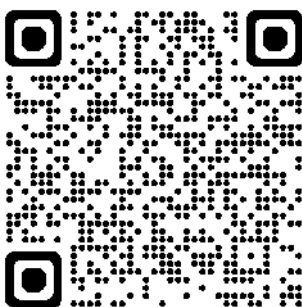
サービス	対象者像	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護	障がい者(区分1以上)		○	○	○	○	○	○
行動援護	行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する知的・精神障がい者				○	○	○	○
短期入所	障がい者(区分1以上)		○	○	○	○	○	○
療養介護	長期入院等医療ケアに加えて、常時介護を要する障がい者							○
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むため、常時介護を要する障がい者				○	○	○	○
共同生活援助 (グループホーム)	夜間、共同生活を営む住居で、相談その他日常生活上の援助を要する障がい者	○	○	○	○	○	○	○

④ 支給決定までの流れ



※「介護給付」「訓練等給付」「計画相談支援給付」に関する最新の情報、他市の情報については「障害福祉情報サービスかながわ」をご覧ください。

障害福祉情報サービスかながわ



<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-service/>

⑤ 障がい者の利用者負担

○原則かかった費用の1割負担となります

○世帯の所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、一月に利用したサービス量にかかわらずそれ以上の負担は生じません。

【障がい者の場合】（18歳以上の障がい者・居宅・通所サービス利用）

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯 （所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、 ケアホーム利用者を除きます。	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外	3 7, 2 0 0 円

（※ 1）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（※ 2）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム、ケアホーム利用者は市民税課税世帯の場合「一般 2」となります。

【児童の場合】（18歳未満の児童の保護者）

区 分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得	市民税非課税世帯		0 円
一般 1	市民税課税世帯 （所得割28万円未満） ※施設に入所する18歳19歳 の障がい者も含む	通所施設、居宅介護等 利用の場合	4, 6 0 0 円
		入所施設利用の場合	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外		3 7, 2 0 0 円

※ 下記の対象者については、下記のサービスの利用者負担は無償化されます。

（1）対象となる子ども

満3歳から5歳までの子ども（満3歳になって初めての4月1日から3年間）

（2）対象となるサービス

児童発達支援、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、福祉型障がい児入所施設（短期入所を除く）、居宅訪問型児童発達支援、医療型障がい児入所施設（短期入所を除く）

（3）その他

- ・利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

⑥ 海老名市地域生活支援事業について

(1) 事業内容

事業名	内 容	備 考
①相談支援事業	障がい福祉サービスの利用調整や地域生活に関する相談に応じる窓口を市役所以外の施設等に事業委託して設置します。	
②移動支援事業	視覚障がい、全身性障がい、知的障がい又は精神障がいの方で、屋外の移動が困難な方に外出の支援をする事業です。	
③地域活動支援センター事業	障がいのある方の日中活動（創作活動や社会交流活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。	
④日中一時支援事業	障がい者がいる家族の就労支援や放課後支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るための事業です。	
⑤福祉ホーム運営費補助事業	低額な料金で、居室その他の設備を利用して、日常生活が送ることができる精神障がい者の社会復帰施設等の運営費を補助します。	
⑥居住サポート事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人が居ない等の理由で入居が困難な障がい者に対し、必要な支援等を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。	
⑦成年後見制度利用支援事業	身寄りのない重度の知的障がい者、精神障がい者で成年後見申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合、その費用を助成する事業です。	

(2) 利用者負担

移動支援事業及び日中一時支援事業の自己負担額は、次のとおりです。日常生活用具給付事業については30ページをご覧ください。その他の事業については、利用者負担はありません。

➤ **生活保護世帯と市民税非課税者は、無料**

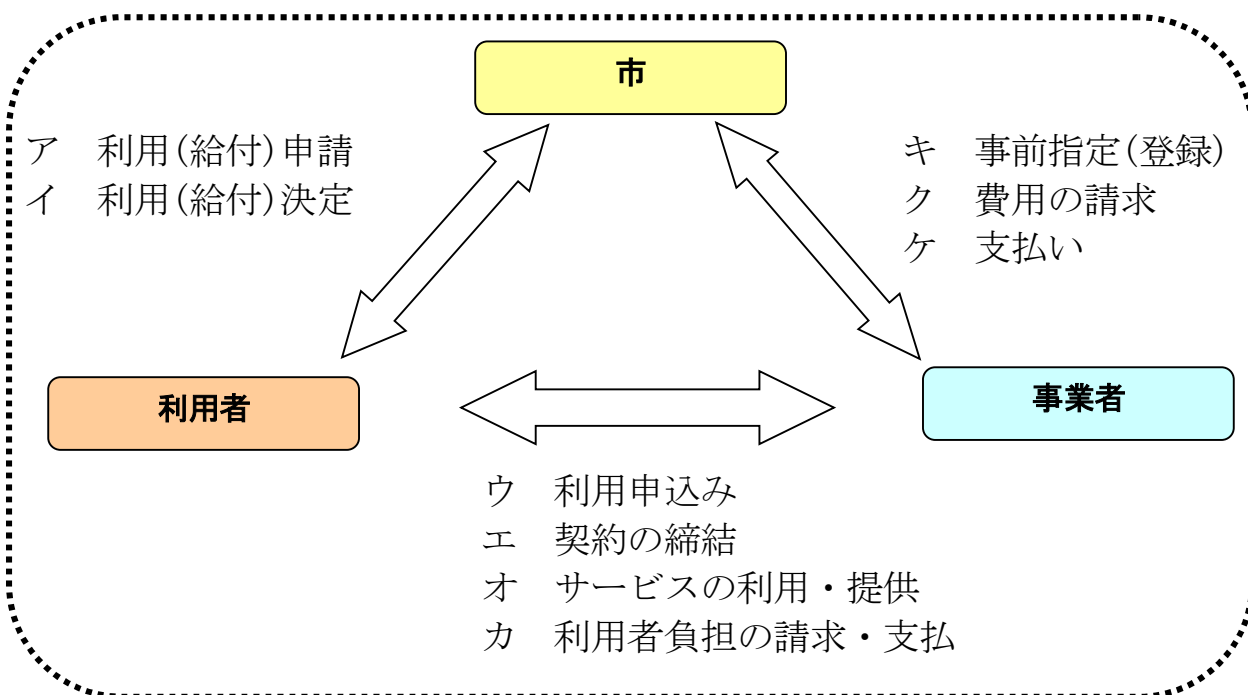
➤ **市民税課税者は、5%負担**

※上限はなく、国制度の「介護給付」「訓練等給付」の自己負担との合算は、行いません。

(3) 手続きの流れ

① 移動支援事業と日中一時支援事業

国制度の「介護給付」「訓練等給付」と同様に利用者が事業所を選択し、市への申請と事業所との契約後にサービスを利用します。



ア 市への利用(給付)申請

イ 世帯の所得状況の確認の後、利用者負担額及び利用(給付)決定

ウ 申請者は、事業所に利用申込みをする。

エ 申請者と事業所間で利用契約を結ぶ。

オ 申請者はサービスを利用し、事業者はサービスを提供する。

カ 事業者は利用者の自己負担額を請求し、利用者は支払う。

キ 事業者は、市に事前に登録し、市は指定する。

ク 事業者は、市に利用者負担以外の利用料の請求をする。

ケ 市は請求に基づき、事業者に支払う。

② 相談支援事業

相談支援事業所にてご相談いただけます。事業所へ直接ご連絡ください。現在は「地域活動支援センター結夢(ゆうむ)」「相談支援事業所 びーな'S」「相談支援事業所結夢+」「grand-mere polaris」「ティーズ相談事業所」の5箇所を開設しています。詳細は2ページをご覧ください。

③ その他

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業の利用には申請が必要です。まずは、海老名市障がい福祉課までお問い合わせください。

[illegible]

6. 経済的援助制度

① 神奈川県在宅重度障害者等手当

支給年度の8月1日時点で下記①～④のすべての要件を満たし、かつ、⑤の所得要件を満たす方。

①障がい要件	次の1～4のいずれかにあてはまる方 1. 次の3つのうち<u>2つ以上</u>にあてはまる方 ・身体障害者手帳1級または2級を交付された方 ・療育手帳A1またはA2の判定を受けた方（IQ35以下） ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方 2. 身体障害者手帳1級または2級＋療育手帳B1（IQ50以下） 3. 身体障害者手帳＋療育手帳B1（IQ50以下）＋精神障害者保健福祉手帳1級 4. 特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方 （申請年度の8月分の支給を受けていること）
②年齢要件	<u>次のうち1つでもあてはまる方</u> 65歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 1. 65歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 2. 65歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方 3. 65歳よりも前に特別障害者手当または障害児福祉手当を受けたことがある方 ※平成21年度以前から県の手当を受給されている方には年齢制限はありません。
③在住要件	支給年度の8月1日時点で、<u>6か月以上</u>神奈川県内に継続してお住まいの方
④在宅要件	支給年度の7月31日までの1年間（支給前年8月1日～支給当年7月31日）に継続して<u>3か月</u>を超えて、医療機関や施設に入院または入所していない方 （※医療機関や施設とは、20歳以上の方には特別障害者手当の、20歳未満の方には障害児福祉手当の基準を用います。）
⑤所得要件	手当受給年度の前年所得が基準額以下の方 ※ 基準額とは20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については障害児福祉手当の基準を用います。（詳細はお問い合わせ下さい） [例]特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が0人の場合） ・単身世帯の場合 3,661,000円 ・本人と配偶者または扶養義務者の世帯の場合 本人：3,661,000円 配偶者または扶養義務者：6,287,000円

〔支給額〕 年額60,000円（毎年1月に支給）

〔申請方法〕 新規の方は8月1日からの約1か月の間に市役所1階8番窓口にてご申請ください。
継続の方は毎年、送付される現況届出書をご提出ください。

〔問い合わせ〕 **国保医療課 福祉医療・手当係** ☎ 046-235-4823
神奈川県 障害福祉課 ☎ 045-210-1111（代表）

② 海老名市障がい者福祉手当

〔対 象〕

次の①～③、全てを満たす方が対象となります。

- ① 当該年度の7月1日現在市内に居住している方
- ② 当該年度の市民税非課税である世帯の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方

〔支 給 額〕

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級 : 年額36,000円
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級 : 年額12,000円

〔申請窓口〕 **国保医療課 福祉医療・手当係** ☎ 046-235-4823

※ 毎年7月1日～8月31日までの期間に受け付けます。毎年の申請手続が必要です。

※ 広報に情報が掲載されますので、ご確認ください。(個別に通知は行っておりません。)

③ 障害基礎年金

〔受 給 要 件〕 (1)～(3)の条件すべてに該当する20歳以上の方が受給できます。

(1)障がいの原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間にあること。ただし、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

(2)障がいの状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表に定める1級または2級に該当していること

※障害認定日…障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいう。

(3)初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。なお、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

〔年 金 額〕 (1)年金の障害等級 1級 年額1,059,125円

(2)年金の障害等級 2級 年額847,300円 (令和8年4月現在)

※18歳未満のお子さんのいる方には、下記の加算があります。

第1子、第2子(1人につき) 年額 各243,300円

第3子目からは1人につき 年額 各81,300円

〔問い合わせ〕 **厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

国保医療課 ☎ 046-235-4596 ※要予約

〔備 考〕

- ・障害年金の等級と身体障害者手帳の等級は別のものです。
- ・障害年金の請求手続きには、所定の診断書が必要です。
- ・初診日が65歳以上の場合は、障害基礎年金の対象となりません。
- ・障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

④ 障害厚生年金・障害手当金（一時金）

〔受給要件〕 （１）～（３）の条件すべてに該当する方が受給できます。

（１）厚生年金保険の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日があること。

（２）病気やけがが治った（症状が固定した）とき、または治らずに初診日から６ヵ月を過ぎた日（障害手当金は５年以内に治ったとき）に障害等級表に定める１級から３級のいずれかに該当していること。

（３）初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること

〔問い合わせ〕 **厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

※共済年金の方は、各種共済組合へのお問い合わせが必要な場合があります。

⑤ 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受給していない方を対象に福祉的措置として創設されました。

〔対象〕 ・平成３年３月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

・昭和６１年３月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の１、２級相当の障がいの状態にある方。ただし、６５歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当し、請求された方に限ります。

〔給付額〕 １級：月額 58,650 円

２級：月額 46,920 円 （令和８年４月現在）

・本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

〔問い合わせ〕 **厚木年金事務所** ☎ 046-223-7171 ※要予約

国保医療課 ☎ 046-235-4596 ※要予約

⑥ 特別障害者手当

常時特別な介護が必要な在宅の満２０歳以上の特別重度障がい者の方に手当が支給されます。

ただし、施設等に入所している方、医療機関に３ヵ月以上入院している方、本人や扶養義務者等に限度額を超える所得がある方は支給されません。

〔対象〕

① 重度障がいが２つ以上該当する方、または、それと同程度以上に重度なもの

② 精神障がいの場合、日常生活（食事、用便（月経）の始末、衣服の着脱、簡単な買い物、家族との会話、家族以外との会話、刃物・火の危険、戸外での危険から身を守るなど）がほとんど１人でできず、支障をきたしている程度の方

〔手当額〕 月額 30,450 円 （令和８年４月現在）

※必要書類については直接問い合わせください。

〔問い合わせ〕 **国保医療課 福祉医療・手当係** ☎ 046-235-4823

⑦ 心身障害者扶養共済制度

- ・精神に永続的な障がいがあり、将来独立自活することが困難であると認められる方の保護者が加入する制度です。
- ・保護者の加入時の年齢によって決まる掛け金を毎月納付し、保護者が死亡又は重度障がいになった場合に、障がい者に毎月年金（一口当たり20,000円）が給付されます。（加入は二口までです。）

〔加入できる保護者〕

次の全ての要件を満たしている方。

- ① 神奈川県内（横浜市及び川崎市を除く。）に住所がある方
- ② 年齢が65歳未満であること。（4月1日現在）
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

〔掛金〕平成20年4月1日以降の一口当たりの掛金額（保護者の年齢により金額が変わります。）

加入時の年齢	掛金月額 (円)	加入時の年齢	掛金月額 (円)
35歳未満の方	9,300	50歳以上 55歳未満の方	18,800
35歳以上 40歳未満の方	11,400	55歳以上 60歳未満の方	20,700
40歳以上 45歳未満の方	14,300	60歳以上 65歳未満の方	23,300
45歳以上 50歳未満の方	17,300		

※市民税非課税世帯・均等割世帯や生活保護の方は掛金の減免制度があります。

〔申請窓口〕 障がい福祉課 ☎ 046-235-4813/4812 FAX 046-233-5731

⑧ 生活保護

病気やけがで働けなくなったりして、生活に困っている方に生活費などを援助し、自立して生活できるように手助けする制度です。保護の内容は年齢や家族の構成、収入などにより異なります。

〔申請窓口〕

生活支援課 ☎ 046-235-4821

⑨ 入院医療援護金制度

精神科に1ヵ月の初日から末日まで入院している方で、世帯の前年分の所得税が87,000円以下の方が対象です。月額10,000円が支給されます。

〔申請窓口〕

入院している病院窓口

〔問い合わせ〕

神奈川県保健予防課 精神保健医療グループ ☎ 045-210-4727

⑩ **グループホーム等家賃の助成**

グループホーム等に入居している場合、家賃（管理費、共益費及び消費税を含む）を限度額まで助成します。

※毎月1日から末日まで入居している方が助成の対象であり、月の途中で入退去をした場合は対象外となります。

〔対 象〕 グループホーム等に入居しており、海老名市からサービスの支給決定を受けている

〔金 額〕 (1) 市民税非課税で特別給付費を受給されている方：限度額17,500円

(2) 市民税課税で特別給付費を受給されていない方：限度額20,000円

※家賃が限度額以内の場合は家賃額を助成します。

※生活保護を受給されている方は対象外です。

〔問い合わせ〕 **障がい福祉課** ☎ 046-235-4812 FAX 046-233-5731

7 交 通

① 電 車 運 賃 の 割 引

□ 第 1 種精神障害者の方（障害等級 1 級）

	介助者の有無	対象券種	割引率
J R	本人単独	片道 100 kmを超えて乗車する場合の普通乗車券	5 割
	本人と介助者	普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券、普通急行券	5 割
小 田 急	本人単独	101 km以上乗車する場合の普通乗車券（IC 対象外）	5 割
	本人と介助者	普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券、普通急行券	5 割
相 鉄	本人単独	割引なし	—
	本人と介助者	普通乗車券、回数乗車券、定期乗車券	5 割
市 横 営 浜	本人と介助者	普通乗車券、定期乗車券	5 割

□ 第 2 種精神障害者の方（障害等級 2、3 級）

	割引の内容		割引率
J R	・ 12 歳未満の第 2 種精神障害者の方と介護者の方 ・ 本人が片道 100 kmを超えて乗車する場合の普通乗車券		5 割
小 田 急	・ 本人が 101 km以上乗車する場合の普通乗車券（IC 対象外） ・ 12 才未満の本人と介護者 1 名と一緒に乗車する場合の介助者の定期乗車券		5 割
相 鉄	割引なし ※本人が小児の場合の介助者の定期乗車券（大人通勤）は 5 割引		—
市 横 営 浜	1 2 歳未満	本人及び介護者の普通乗車券、定期乗車券	5 割
	1 2 歳以上	本人のみの普通乗車券、定期乗車券	

〔利 用 方 法〕 窓口到手帳を提示

※第 1 種の障がい者手帳をお持ちの方（第 2 種の障がい者手帳及び子どもは利用不可）と介助者は障がい者用の交通系 IC カードの購入が可能です。詳細は各駅の窓口へお問い合わせください。

※各交通事業者の割引制度については、各社 HP をご参照ください。

〔問い合わせ〕 **各駅の乗車券販売窓口**

② **バス運賃の割引**

バスの運賃が割引になります（会社によって異なります）。

〔対 象〕 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔申 請・問 い 合 わ せ〕 各バス会社

③ **福祉タクシー券の交付** 《スマート窓口対応》

1 枚 400 円のタクシー券をひと月 5 枚の割合で年度分（申請月以降分）を交付します。タクシー券は毎年 3 月 31 日まで有効です。なお、新年度のタクシー券は 4 月 1 日から申請できます。

※④のタクシー運賃の割引との併用ができます。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方
- ・難病の受給者証をお持ちの方

〔必 要 な も の〕

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・前年度未使用の福祉タクシー券（持っている場合）

〔注 意 事 項〕

- ・施設に入所している方、本人または生計同一の方が自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は利用できません。
- ・精神障害者保健福祉手帳の更新をされなかった方、又は更新して 3 級になった方は速やかに福祉タクシー券の綴りをご返還ください。

〔申 請・問 い 合 わ せ〕

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

④ **タクシー 運賃の割引**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、タクシーを利用されたとき、運転手に手帳を提示して運賃の割引を申し込むことにより、乗車料金から 10 % の割引が受けられる場合があります（送迎料金等は割引されません）。精神障害者保健福祉手帳に添付された写真により本人確認を実施します。

※③の福祉タクシー券との併用ができます。

〔対 象〕

精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級で、写真が添付されている手帳をお持ちの方

〔問 い 合 わ せ〕

関東運輸局自動車交通部旅客第 2 課調査運賃係
各タクシー会社

☎ 045-211-7246

⑤ 施設通所交通費の助成

〔内 容〕 交通機関等を利用し、社会福祉施設に通所している心身障がい者に対して、
交通費（市内事業所通所：全額、市外事業所通所：9割）を助成しています。

〔対 象〕 社会福祉施設等に通所する心身障がい者

〔手 続〕 助成申請を行い、10月（12月支払い）に前期分（4月～9月）と
翌年4月（5月支払い）に後期分（10月～翌3月）の請求をもって助成します。

〔問 い 合 わ せ〕 障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

⑥ 駐車禁止除外標章の交付

障がい者が使用中の車両で「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出している場合、次のような場所に駐車することができます。

- ① 道路標識等で駐車が禁止されている場所
- ② 時間制限駐車区間規制（パーキング・メーター又はパーキング・チケット設置区間）場所
（都道府県によっては除外されない場合があります。）

〔対 象〕

・精神障害者保健福祉手帳1級の交付で、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている方。

〔申 請 窓 口〕

海老名警察署交通課 ☎ 046-232-0110

※利用方法については、事前に窓口へお問い合わせください。

神奈川県警HP <https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf4051.html>

⑦ 国内線航空運賃・フェリー等運賃の割引

国内線航空運賃及びフェリー等の運賃が割引になります（会社によって異なります）。

〔対 象〕

・満12歳以上の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者（1名）

〔窓 口〕

・各会社のカウンター、営業所及び指定代理店

〔手 続〕

- ・各会社の販売窓口到手帳を提示してください。
- ・航空運賃について、パッケージ旅行の際の割引については主催旅行社へお問い合わせください。



⑧ 福祉有償運送サービス

単独で交通機関を利用することが困難であり、車両の乗り降りや乗車中に見守りや介助が必要な方が利用可能な、NPO法人等が行う有償の移送サービスです。ご利用にあたっては、利用登録、利用予約が必要で、年間費及び利用料がかかります。詳細はお問い合わせください。

〔問 い 合 わ せ〕

NPO法人ワーカーズ・コレクティブ どり〜む ☎ 046-232-1998

NPO法人おでしえ ☎ 070-9328-0235

海老名市社会福祉協議会 ☎ 046-232-1600

⑨ You Bus（コミュニティバス等）の運賃の割引

「You Bus んくもり乗車証」を運転手へ掲示することで、You Bus（コミュニティバス等）を1回100円引きでご利用できます。乗車証の交付には申請が必要です。

◆申請手続きについて

〔対 象〕 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔手 続〕 市役所2階 福祉政策課で受付しています。

その他、郵送申請、LINE申請、ホームページからの申請も受け付けています。

※詳しくは、海老名市ホームページから「んくもり乗車証」で検索して下さい。

〔必 要 な も の〕 精神障害者保健福祉手帳

〔問 い 合 わ せ〕 福祉政策課 ☎ 046-235-4820



LINE「海老名市」 乗車証申請ページ
(市ホームページ)

⑩ えび〜くる（デマンド型乗合交通）

ご自宅付近から共通乗降ポイントまで、利用者の予約に応じて、利用者同士が乗り合って利用するタクシーです。（※通常のタクシーとは異なります。）

利用には事前に登録申し込みが必要です。

◆申込手続きについて

〔対 象〕 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、市内在住の自ら車両に乗降することが可能な方、かつ、ご自宅に自家用車がない方、または自家用車はあるが自由に運転をしない（できない）方。

〔手続き〕 市役所2階 福祉政策課で受付しています。その他、郵送申請、LINE申請も受け付けています。※詳しくは、海老名市ホームページから「えび〜くる」で検索して下さい。

〔運 賃〕 利用登録者・・・1人につき1乗車500円

付添人・・・・・・1乗車500円（利用登録者+付添人で合計1,000円となります。）

〔必 要 な も の〕 精神障害者保健福祉手帳

〔問 い 合 わ せ〕 福祉政策課 ☎ 046-235-4820



LINE「海老名市」

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

[illegible]

自動車税の減免

下記に該当する方は、自動車税が減免されます。

〔対 象〕 精神障害者手帳 1 級をお持ちの方

◎次のいずれかに該当する自動車

区分	自動車の所有者	自動車の運転者
1	障がい者の方	障がい者の方
2		障がい者の方と生計を一にする方(障がい者のため運転するものに限る)
3	障がい者と生計を一にする方	障がい者の方
4		障がい者の方と生計を一にする方(障がい者のため運転するものに限る)
5	障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方	障がい者の方を常時介護する方（障がい者のため運転するものに限る）

※ 生計を一にする方とは、障がい者の住所地から半径 2 km 以内にお住まいの親族の方をいいます。

〔手続に必要なもの〕

◎ 必ずご用意いただく書類等

ア 障がい者に係る自動車税減免申請書

イ 障がい者に係る自動車税減免申請内容確認書

ウ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

工 運転免許証

才 自動車検査証

力 印鑑（自動車の所有者の方のもの）

※ アおよびイは、自動車税管理事務所または県税事務所に用意してあります。

【必要に応じてご用意いただく書類等】

次のキまたはクに該当する場合は、上記のほかにもご用意いただく書類等があります。

キ 「2 減免の対象となる自動車」の区分2～4に該当し、障がい者の方と別居している場合、または、区分5に該当する場合

お住まいの状況に応じて、次のページに掲載している書類をご用意ください。

お住まいの状況		必 要 書 類
区分【2】～【4】 に 該当する場合	障がい者の方が 福祉施設等に入 所していない場 合	・障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書 類（所得税確定申告書の控えなど（注1））
	障がい者の方が福 祉施設等に入所し ている場合	・障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書 類（所得税確定申告書の控えなど） ・入所している施設の長が発行した証明書（注2）
区分【5】に該当する場合		・福祉事務所長等が発行する常時介護証明書 （発行されない場合は、自動車税管理事務所または県 税事務所にお問い合わせください。）

〔窓 口〕 自動車税の定期分の減免申請・・・厚木県税事務所

厚木市水引 2-3-1

☎ 046-224-1111

FAX 046-225-1785

〔備 考〕・自動車（軽自動車含む）を複数台所有していても、減免できるのは1台のみです。

・自動車税の減免を受けた場合、軽自動車税の減免及び福祉タクシー券の交付を受けることはできません。

② 軽自動車税の減免

次に該当する者又はその者と生計を一にする者が所有し、もっぱらその者のために使用される軽自動車の軽自動車税が減免されます。

〔対 象〕 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

〔窓 口〕 市民税課 ☎ 046-235-8593

〔手 続〕 精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書

〔手 続 期 間〕 納期限まで。毎年申請が必要です。

〔備 考〕 ・軽自動車税の減免を受けた場合、自動車税の減免及び福祉タクシー券の交付を受けることはできません。

③ 家庭系ごみ指定収集袋の減免

次の世帯には、世帯人数に応じて指定収集袋を支給します。なお、市で年3回対象者の抽出を行い、年度途中で対象となった方には月割りで送付するため、申請等は不要です。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる世帯かつ市民税非課税世帯

※市外からの転入の方は、直近の非課税証明書をご提出いただく必要がございます。

〔支 給 量〕

世帯人数	燃やせるごみ（オレンジ色）			燃やせないごみ（水色）		
	5 ℓ	10 ℓ	20 ℓ	5 ℓ	10 ℓ	20 ℓ
1 人	4 袋	4 袋		1 袋		
2、3 人		4 袋	4 袋		1 袋	
4 人以上			袋			1 袋

〔問 い 合 わ せ〕

障がい福祉課 ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

④ 市営有料自転車等駐車場使用料の割引

海老名市有料自転車等駐車場使用料が免除になります。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔窓 口・問 い 合 わ せ〕

- ・指定管理者 小田急電鉄・NCD共同企業体 ☎ 0120-3566-21

⑤ 市営駐車場の割引

海老名中央公園地下駐車場の利用料金について、時間単価に係る利用料金の半額を免除します。

※最大料金を半額にするものではありません。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（介護者運転を含む。）

〔手 続〕

- ・料金精算時に手帳を提示します。

〔問 い 合 わ せ〕

海老名中央公園地下駐車場管理事務所 ☎ 046-232-9299

⑥ 公共施設附帯駐車場の減免

えびな市民活動センター（ビナレッジ・ビナスポ）、海老名運動公園、北部公園、中野公園、文化会館、中央図書館、総合福祉会館の駐車料金が免除になります。

〔対 象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（付き添いの方が駐車場を利用する場合も免除対象）

〔問 い 合 わ せ〕

各公共施設

⑦ **NTT 番号案内料金の免除**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は104番をご利用される場合、あらかじめ届け出た電話番号と暗証番号をコミュニケーターに教えてください。コミュニケーターはお申し出内容を確認の上、無料で案内します。

〔申込み方法〕

フリーダイヤル ☎ 0120-104174 へご相談ください。

月～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝・及び年末年始は休業）

⑧ **携帯電話基本使用料等の割引**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が携帯電話を利用される場合、各種割引サービスがあります。割引制度は、会社ごと異なりますので、各携帯電話会社へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕 主な携帯電話会社

NTTドコモ ☎ 0120-800-000（携帯電話から151）

au（KDDI） ☎ 0077-7-111（携帯電話から157）

ソフトバンク ソフトバンクショップへ

⑨ **NHK放送受信料の減免**

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次の免除対象に該当する場合、受信料（地上契約及び衛星契約）が、全額又は半額減免されます。

〔対象〕

- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合・・・**全額免除**
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が、世帯主で、かつ、受信契約者である場合・・・**半額免除**

〔申込み方法〕

- ・精神障害者保健福祉手帳と印鑑をお持ちになり、市障がい福祉課で申請書に証明を受け、下記窓口に郵送又は持参します。

〔申請窓口〕

NHK営業サービス株式会社 神奈川事業所

川崎市中原区小杉町1-403 武蔵小杉タワープレイス6F

〔問い合わせ〕

NHK横浜放送局 経営管理企画センター ☎ 045-212-2661

月～金（祝日を除く）10:00～17:00

NHK視聴者コールセンター

☎ 0120-151515

⑩ 水道料金の減免

次の世帯は、基本料金及び消費税相当分（1,533円／2カ月・税別）が減免されます。

- 〔対 象〕
- （1） 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる世帯
 - （2） 次の手帳を2つ以上お持ちの方がいる世帯
 - ※同一の方が2つ以上の障がいをする場合のみ
 - ・身体障害者手帳3級
 - ・療育手帳B
 - ・精神障害者保健福祉手帳2級
 - （3） 特別児童扶養手当・児童扶養手当を受けている世帯

〔必 要 書 類〕 障害者手帳、水道料金領収書、手当証書など

〔申 込 み 方 法〕 ※詳細は窓口へお問い合わせください。

〔窓 口〕 水道局海老名営業所 海老名市上郷717 ☎ 046-234-4111 FAX 046-234-4110

9 関係団体

市内の地域で活動している団体です。詳細は、直接お問い合わせください。

① 海老名市精神保健ボランティア「つばさ」

海老名市社会福祉協議会が開催した「精神保健ボランティア養成講座」を修了した仲間が集まって、2001年度にスタートしたボランティアグループです。地域に暮らす、心の病を持った方々と心を通わせ、共に安心して暮らせるような、よりよい地域社会を目指して活動をしています。

〔主 な 活 動〕

- ・共に楽しむイベント（お花見会、七夕茶話会、クリスマス会など）
- ・つばさサロン（月1回：第2土曜日）ビナレッジとz o o m同時開催
- ・個別ボランティア（応相談）
- ・定例会（月1回：第2土曜日）
- ・精神障がいに関する普及啓発活動の推進 など

〔ホームページ〕

<https://tsubasaevina.jimdofree.com/>



ホームページ

〔連 絡 先〕

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ・つばさ メール連絡 | ebina.city.tsubasa@gmail.com |
| ・海老名市社会福祉協議会 | ☎ 046-232-1600 |
| ・障がい福祉課 | ☎ 046-235-4812 / 046-235-4813 |

② 精神保健福祉促進会「2πr（ニイパイアル）」

精神障がい者を家族に持つ方々が、お互いに支え合うために家族の会を作っています。

悩みの分かち合い、病気についての学びを通して、家族が元気になり、病気の本人たちの良き理解者になることを目指し、活動しています。

〔主 な 活 動〕

- ・定例会（毎月第2土曜日 13：00～16：00 海老名市立総合福祉会館にて）
- ・会報の発行、講演会、学習会、市との懇話会、新年会、レクリエーション など

〔連 絡 先〕

- ・会 長 双田 春枝 ☎ 046-239-2555

③ **精神保健福祉関係者の集い**

精神障がいによって生活のしづらさを感じている仲間同士・家族・関係者が集う場があります。

◆ **生活再建者の集い 「たなからぼたもち」**

〔活動内容〕

・毎月第4日曜日 13：30～15：30に定例会を実施しています。

〔連絡先〕

・主 宰 尾山 篤史 ☎ 046-233-8044

◆ **フリースペース 「WHO IS HAPPYMAN?」**

〔活動内容〕

・毎月第1月曜日 13：00～19：00に定例会を実施しています。

〔連絡先〕

・主 宰 尾山 篤史 ☎ 046-233-8044

④ **厚木保健福祉事務所での相談その他事業**

アルコール健康相談及び断酒会

〔問い合わせ〕

厚木保健福祉事務所保健予防課 ☎ 046-224-1111 (代) 内線 3230・3231

⑤ **不登校の子どもと保護者のための居場所『ぼちぼち』**

「ぼちぼち」は小学校から高校生までの不登校の子どもと保護者を支援しているボランティア団体です。学校でも、家庭でもない、第3の居場所を提供しています。ぼーっとしたり、トランプしたり、ギターを弾いたりして、無理せず、安心して過ごせる場所です。

保護者の方だけの参加や相談も歓迎しています。

その他、保護者交流会（ぼちぼちサロン）、不登校の中学生向けの進路情報交換会、クリスマス会なども行っています。

スタッフやボランティアの多くは、同じ経験者ですので、お気軽にご参加ください。

〔日 時〕 毎月3回実施しています。

第2金曜日 13:00～15:00

第3金曜日 18:00～20:00

第4土曜日 10:00～12:00 「ぼちぼちサロン」：保護者語らいの場

〔場 所〕 わかば会館（海老名市中新田383-1）他

※「ぼちぼちサロン」は会場変更の可能性あり。

〔参加費〕 無料

〔Facebook〕 不登校の子どもと保護者のための居場所 ぼちぼち@海老名

<https://www.facebook.com/groups/297837751532637>



〔連絡先〕 ・岩元 ☎ 090-7197-5691

Mail bochibochi.ebina@gmail.com

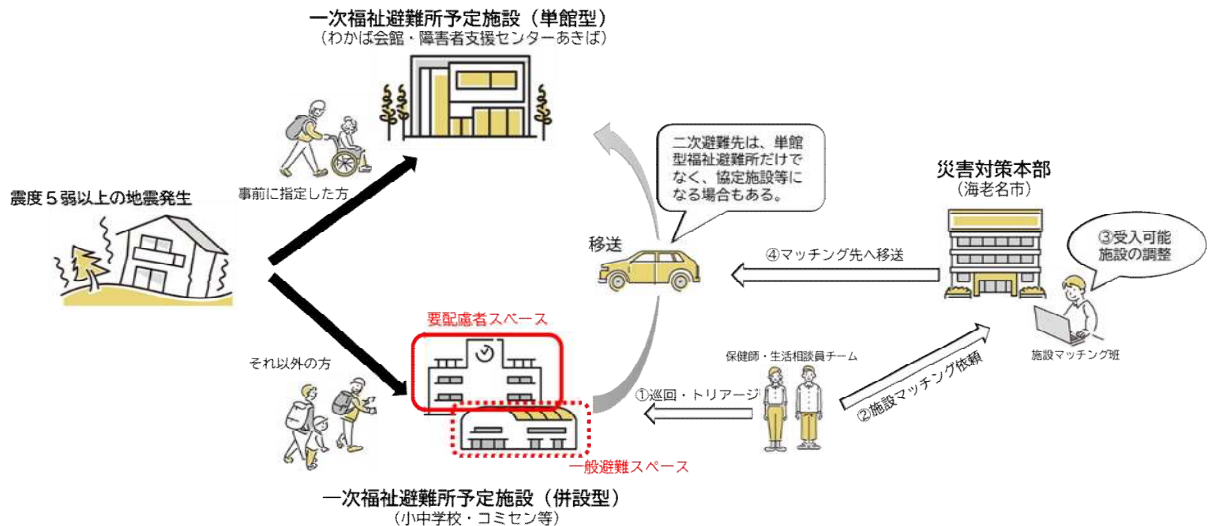
10 その他

① 福祉避難所

避難所において一般避難者との共同生活が困難な障がい者等が避難できる場所として、一次福祉避難所予定施設単館型と併設型の2種類あります。

併設型では、一般避難者の居住エリアとは別に要配慮者居住エリアが設置されています。

(避難イメージ)



	避難対象者	施設名	備考
一次福祉避難所 予定施設 (単館型)	- 身体障害者手帳1, 2級かつ療育手帳Aの方 - 医療的ケア（呼吸又は栄養に関するもの）が必要な方	- 海老名市立わかば会館 - 障害者支援センターあきば	受入状況によっては、併設型からの二次的な受け入れも行います。
一次福祉避難所 予定施設 (併設型)	一般避難者と同じ居住エリアでの生活が困難な要配慮者	小・中学校、コミセン等	併設型福祉避難所での生活が困難な方は、単館型等への移送を行います。

② 要援護者ベスト

地震や台風などの災害で避難の際に、障がいの内容等を記載したシールを貼り、周囲の人々に援護等が必要なことを知らせる「要援護者ベスト」を障がい者へ無料配布しています。

[配付対象者]

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の所持者、特定疾患の受給者証所持者

[配布物]

要援護者ベスト、告知シール、災害サポートカード、保管用巾着袋

[問い合わせ]

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813

FAX 046-233-5731



③ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方や、内部障がいや難病、精神障がいや知的障がいまたは妊娠初期の方など、援助や配慮が必要としていることが外見では分からない方々が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されました。ご希望の方には無料で配布しています。

[問 い 合 わ せ]

障がい福祉課

☎ 046-235-4812 / 046-235-4813 FAX 046-233-5731



④ 避難行動要支援者名簿

災害時などにおいて迅速な避難支援を行うため、在宅者で避難の際に支援を必要とする方の名簿を作成し、災害時はもとより、地域で避難支援者となる民生委員や自治会などによる日頃からの見守りや支援活動などに活用します。

[対 象 者]

在宅で生活している方で、災害が発生した場合等に自力で避難することが難しい次の方

- ① 身体障害者手帳1・2級（総合等級）かつ第1種を所持する方
（心臓機能障がい又は腎臓機能障がいによりのみ該当する方は除く。）
- ② 視覚障がい（3級又は4級）、聴覚障がい（3級）、下肢機能障がい（3級）、
体幹機能障がい（3級）を所持する方
- ③ 療育手帳を所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方（単身世帯の方）

[登 録 方 法]

障がい福祉課へ「避難行動要支援者登録制度意思確認書」を提出することで、要支援者として登録されます。

※ 個人情報保護の観点から情報提供するためには、本人の同意が必要となります。

[名 簿 提 出 先]

名簿は、市の関係部署で情報共有するとともに、消防本部・警察署・民生委員児童委員・自治会・地区社会福祉協議会の支援者へ情報提供します。

[提 供 す る 情 報]

支援者に事前提供する情報は、避難支援に必要な最小限の情報で、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の緊急連絡先・避難支援等を必要とする事由などです。

[そ の 他]

大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となります。名簿は、日頃からの見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外には利用しません。

※ 名簿登録は、確実な支援や救出を保障するものではありません。

[illegible]

〔窓口〕 入場券・乗船券の発売窓口
〔手続き〕 手帳の提示または減免申請

41

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	割引等の対象／内容	
			本人（手帳取得者）	介助者
横浜・八景島シーパラダイス アクアリゾート（水族館3施設）	〒236-0006 横浜市金沢区八景島	045-788-9632 0120-17-4848	アクアリゾートパス 5割引	同左 (1名)
横浜市歴史博物館	〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1-18-1	045-912-7777 045-912-7781	無料	無料 (1名)
県立保土ヶ谷公園（駐車場）	〒240-0017 横浜市保土ヶ谷区花見台4-2	045-333-7901 045-331-5321	駐車場免除あり	
県立地球市民かながわプラザ・ あーすぷらざ	〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1	045-896-2121 045-896-2299	無料 (常設展示室・駐車場のみ)	無料 (2名)
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752	045-475-2001 045-475-2053	個人利用に限り無料 ボウリングは半額	無料 (2名)
川崎市市民ミュージアム	〒211-0052 川崎市中原区等々力1-2	044-712-2800 044-754-4533	無料	無料 (1名)
神奈川県立近代美術館葉山	〒240-0111 三浦郡葉山町一色2208-1	046-875-2800 046-875-2574	無料	無料 (1名)
神奈川県立近代美術館鎌倉別館	〒248-0005 鎌倉市雪ノ下2-8-1	0467-22-5000 —	無料	無料 (1名)
HIBIYA-KADAN大船フラワーセン ター 入園料・駐車料金	〒247-0072 鎌倉市岡本1018	0467-46-2188 0467-46-2486	無料	無料 (1名)
県立相模原公園 サカタのタネ グリーンハウス	〒252-0328 相模原市南区麻溝台1889	042-778-1653 042-778-6314	無料	無料 (1名)
相模原市立相模川ふれあい科学館	〒252-0243 相模原市中央区水郷田名1-5-1	042-762-2110 042-761-2665	無料	無料 (1名)
相模原市立博物館	〒252-0221 相模原市中央区高根3-1-15	042-750-8030 042-750-8061	プラネリウム、全天周映画観覧料 有料の特別展が無料	
相模原麻溝公園 ふれあい動物広場ホーニの乗馬	〒252-0328 相模原市南区麻溝台2317-1	042-777-3451 —	無料 1回/日 (小学生以下)	—
相模原市立市民健康文化センター	〒252-0328 相模原市南区麻溝台1872-1	042-747-3776 042-747-3777	無料（プール・浴室利用に限る）	
LCA国際小学校北の丘センター 相模原市立北市民健康文化センター	〒252-0134 相模原市緑区下九沢2071-1	042-773-5570 042-773-1221	無料（プール・浴室利用に限る）	
れんげの里あらいそ（浴室）	〒252-0326 相模原市南区新戸2268-1	046-255-1311 046-255-1361	無料	
さがみはらグリーンプール	〒252-0242 相模原市中央区横山5-11-1	042-758-3151 042-758-3127	無料	無料 (1名)
銀河アリーナ (入場料、アイススケート場、トレーニング室)	〒252-0229 相模原市中央区弥栄3-1-6	042-776-5311 042-776-5353	無料	
鶴野森公園屋外水泳プール (7/1～9/10のみ)	〒252-0301 相模原市南区鶴野森1-25-1	042-747-4641 042-747-4642	無料	
相模原ギオンアリーナ (相模原市立総合体育館)	〒252-0328 相模原市南区麻溝台2284-1	042-748-1781 042-748-1747	無料	
ほねごりアリーナ (相模原市立北総合体育館)	〒252-0134 相模原市下九沢2368-1	042-763-7711 042-763-7712	無料	
相模原市立けやき体育館	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-6-23	042-753-9030 042-769-1200	無料	
いやしの湯・青根緑の休暇村 ※R8.8末まで休館	〒252-0162 相模原市緑区青根844	042-787-2288 042-787-2118	1日500円	—
藤野やまなみ温泉	〒252-0186 相模原市緑区牧野4225-1	042-686-8073 042-686-8023	昼380円 夜280円 その他回数券割引あり	—
県立辻堂海浜公園 (ジャンププール、交通展示館)	〒251-0046 藤沢市辻堂西海岸3-2-1	0466-34-0011 0466-34-3733	無料	無料 (1名)
江の島岩屋	〒251-0036 藤沢市江の島1丁目	0466-24-4141 (観光案内所)	無料	無料 (1名)
江の島サムエル・コッキング苑	〒251-0036 藤沢市江の島2-3-28	0466-23-2444 0466-23-0623	無料	同左 (1名)
江の島シーキャンドル	〒251-0036 藤沢市江の島2-3-28	0466-23-2444 0466-23-2445	大人(中学生以上)400円 小人(小学生)200円	同左 (1名)
新江ノ島水族館	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸2-19-1	0466-29-9960 0466-29-9972	3歳以上の障がい者手帳をお持ちの ご本人と同伴者1名が半額	

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	割引等の対象／内容	
			本人（手帳取得者）	介助者
平塚市営湘南海岸公園プール （夏季のみ）	〒254-0805 平塚市高浜台32-1	0463-21-9852 —	無料	無料 （1名）
厚木市ふれあいプラザ	〒243-0807 厚木市金田1156	046-225-2081 046-225-4055	無料	無料 （1名）
厚木市荻野運動公園プール	〒243-0202 厚木市中荻野1500	046-225-2900 046-242-6007	無料	無料 （1名）
厚木市子ども科学館プラネタリウム	〒243-0018 厚木市中町1-1-3 7F	046-221-4152 046-224-9666	無料	
大和市引地台温水プール	〒242-0022 大和市柳橋4-5000	046-260-5757 046-262-7133	無料 ※期間によっては2時間 制	無料 （1名）
神奈川県立生命の星・地球博物館	〒250-0031 小田原市入生田499	0465-21-1515 0465-23-8846	無料	無料 （1名）
小田原文学館	〒250-0013 小田原市南町2-3-4	0465-22-9881 0465-22-9881	無料	無料 （1名）
小田原フラワーガーデン トロピカルドリーム	〒250-0055 小田原市久野3798-5	0465-34-2814 0465-34-0435	無料	無料 （1名）
小田原城天守閣	〒250-0014 小田原市城内6-1	0465-22-3818 0465-27-2830	無料	
小田原NINJA館・SAMURAI館 （小田原城歴史県聞館）	〒250-0014 小田原市城内3-6-1	0465-22-3818 0465-27-2830	無料	
小田原市尊徳記念館	〒250-0852 小田原市栢山2065-1	0465-36-2381 0465-37-7367	展示室観覧料が無料	同左 （1名）
足柄ふれあいの村	〒250-0121 南足柄市広町1507	0465-72-2010 0465-72-2013	利用料金が免除 食事代等は実費	条件あり
伊勢原市立子ども科学館	〒259-1142 伊勢原市田中76	0463-92-3600 0463-92-3501	無料	無料 （1名）
清川村ふれあいセンター 「別所の湯」	〒243-0112 清川村煤ヶ谷1619	046-288-3900 046-288-3901	入館料のみ半額 村内在住者無料	—
宮ヶ瀬湖遊覧船「ミーヤ丸」 ※故障により運休中	〒243-0111 清川村宮ヶ瀬940-4	046-288-3600 046-210-4411	無料	—
ロードトレイン「ミーヤ号」	〒243-0111 清川村宮ヶ瀬940-4	046-288-3600 046-210-4411	無料	—
ダムサイトエリア あいかわ公園南・北駐車場	〒243-0307 愛川町半原5423	046-281-3646 —	普通車・軽自動車・二輪車駐車料金無料	
宮ヶ瀬ダムインクライン	〒243-0111 清川村宮ヶ瀬940-4	046-281-3646 —	無料	—
ロードトレイン「愛ちゃん号」	〒243-0111 清川村宮ヶ瀬940-4	046-288-3600 —	無料	—
愛川ふれあいの村	〒243-0307 愛川町半原3390	046-281-1611 046-281-3601	利用料金が免除 食事代等は実費	条件あり
箱根関所	〒250-0521 箱根町箱根1	0460-83-6635 0460-83-6383	無料	無料 （1名）
森のふれあい館	〒250-0521 箱根町箱根381-4	0460-83-6006 0460-83-6003	無料	無料 （1名）
箱根湿生花園	〒250-0631 箱根町仙石原817	0460-84-7293 0460-84-6871	無料	無料 （1名）
箱根彫刻の森美術館	〒250-0493 箱根町二平1121	0460-82-1161 0460-82-1169	1000円 ※無料：小学生～大学 生	1,000円 （1名）
箱根町立郷土資料館	〒250-0311 箱根町湯本266	0460-85-7601 0460-85-7200	無料	無料 （1名）
箱根ジオミュージアム	〒250-0611 箱根町仙石原1251くろたまこ館 1F	0460-85-7601 0460-85-7200	無料	
真鶴町立中川一政美術館	〒259-0201 真鶴町真鶴1178-1	0465-68-1128 0465-68-1126	観覧料が無料	同左 （1名）
東京都葛西臨海水族園	〒134-8587 江戸川区臨海町6-2-3	03-3869-5152 03-3869-5155	無料	無料 （1名）
東京都夢の島熱帯植物館	〒136-0081 江東区夢の島3-2	03-3522-0281 03-3522-0283	無料	無料 （1名）
よみうりランド	〒206-8566 稲城市矢野口4015-1	046-966-1111 046-955-6303	入園料18歳以上1,000円 3歳～高校生 500円	同左 （1名）

名 称	所 在 地	電話番号 F A X 番号	割引等の対象／内容	
			本人（手帳取得者）	介助者
ロマンスカーミュージアム	〒243-0438 海老名市めぐみ町1-3	046-233-0909 -	半額	同左 (1名)
こどもの国	〒227-0036 横浜市青葉区奈良町700	0465-961-2111 045-962-1366	半額	同左 (1名)
横浜アンパンマンこども ミュージアム	〒220-0012 横浜市西区みなとみらい6-2-9	045-227-8555 -	半額	同左 (1名)
プラネタリアYOKOHAMA	〒220-0011 横浜市西区高島1-2-5-2F	045-264-4592 -	中学生以上800円 4歳以上500円	同左 (1名)
藤子・F・不二雄ミュージアム	〒214-0023 川崎市多摩区長尾2丁目8番1号	0570-055-245 -	無料（要チケット）	同左 (1名)
ファンタジーキッズリゾート	〒243-0432 海老名市中央3-2-5	046-400-7788 -	半額	-
スヌーピーミュージアム	〒194-0004 町田市鶴間3-1-4	042-812-2723 -	半額	-

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

メ モ



海老名市イメージキャラクター えび〜にゃ

[illegible]47

A decorative horizontal border at the bottom of the page, composed of a continuous row of small, light gray circles.

48

発 行 海 老 名 市

編 集 海老名市保健福祉部障がい福祉課

〒 243-0492 海老名市勝瀬175番地の1

電話 046-235-4812・4813（直通）

FAX 046-233-5731（直通）

発行年月 令和8年4月 （印刷：令和8年4月）